

にかほ市学校規模適正化検討委員会から提出された「提言書」について、市長および教育委員（5人）で組織する総合教育会議で協議を行い、「提言書」どおり平成30年4月に、象潟小学校と上浜小学校、上郷小学校を統合する方針を決定しました。

今後、にかほ市教育委員会では、象潟、上浜、上郷地区の住民に対し、方針を伝えるための説明会を行っています。



にかほ市学校規模適正化検討委員会の提言

- ◆象潟地域の3小学校の統合について
- 1 平成30年度をめぐりに、上浜小学校と上郷小学校の小規模化解消のため、象潟小学校と統合することが望ましい。
- 2 統合後の新校舎建設に向けて検討していただきたい。
- ◆学校統合における諸条件について
- 1 統合にあたっては、児童の遠距離通学等を考慮し、スクールバス等の交通手段を確保していただきたい。
- 2 現象潟小学校に統合する場合は、地理的に国道、鉄道、河川が近いので、交通安全対策や津波等の震災対策に十分配慮するとともに、防災教育を一層進めていただきたい。
- 3 新校舎の建設を計画する場合には、駐車場、グラウンドが十分に確保され、小中連携教育を推進しやすい場所に建設していただきたい。
- 4 統合した地区の活性化策と校舎の利活用を検討していただきたい。

これまでの経緯

- 平成21年2月19日  
にかほ市学校教育将来構想策定委員会から提言書が提出される。
- 象潟地域の小学校について
- 1 平成30年度をめぐりに、老朽化校舎の改築および学校規模の適正化のため、象潟小学校、上浜小学校、上郷小学校を統合することを、教育委員会において検討していく。
- 2 検討は、児童数の推移をみながら進める。
- 3 統合に関しては、地域住民やPTA会員、保育園の保護者との十分な話し合いが必要である。
- 平成26年11月～27年3月  
教育懇談会を象潟地域の3地区（象潟・上浜・上郷）でそれぞれ3回開催する。
- 平成27年7月  
にかほ市学校規模適正化検討委員会を設置
- 平成27年8月  
象潟地域の小学校統合に関するアンケート調査を実施する。（象潟地域全世帯対象）
- 平成28年2月15日  
にかほ市学校規模適正化検討委員会から提言書が提出される。
- 平成28年4月18日  
総合教育会議で象潟地域の小学校統合に関して方針を決定する。

～広げよう 地域に根ざした 思いやり～

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手

生活に困ったり、支援を求めたいとき、「どこに」「誰に」相談したらよいか分からないということはありませんか。民生委員・児童委員は、そんなときに頼りになる身近な相談相手です。にかほ市では、現在85人の民生委員・児童委員（定数86人）が厚生労働大臣から委嘱を受け、無報酬で活動しています。

あなたの地域にも

**担当の委員がいます**  
児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねています。主任児童委員6人を除く79人の委員には、一人ひとりに担当する地域が定められており、市内全域を分担して活動しています。各委員は担当する地域で、福祉に関する幅広い相談を受け付けており、相談内容に応じて、関係機関を紹介したり、情報を提供しています。

秘密は守られます

**安心してご相談ください**  
民生委員・児童委員には、法律により、秘密を守る義務が課せられています。相談内容が他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

こんな時は相談してください

- ◆高齢者の一人暮らしで生活に不安がある
- ◆福祉サービスの制度や窓口が分からない
- ◆病气やけがで生活に困っている
- ◆身体に障がいがあるので災害時の避難が不安
- ◆育児や子どものしつけで悩んでいる
- ◆児童虐待・高齢者虐待が疑われる世帯がある
- ◆高齢者宅に郵便や新聞がたまっている
- ◆5月12日は

民生委員・児童委員の日

民生委員制度が誕生するきっかけとなった日にちなみ、毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」に定められました。その日から1週間は民生委員を知ってもらうための活動強化週間であり、市内の委員の皆さんが地域でのあいさつ運動などPR活動を行っていますので、ぜひお気軽にお声をかけてください。

民生委員・児童委員の問合せ先

福祉事務所 福祉課

☎32・3034

マイナンバーカードの受け取りが始まっています

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付準備ができた方には、申請されたご本人に市役所から「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（以下、「交付通知書（はがき）」といいます。）を発送しています。「交付通知書（はがき）」が届いた方で、まだマイナンバーカードを受け取っていない方は、送付された「交付通知書（はがき）」と、通知カード・本人確認書類（免許証、パスポート、身体障害者手帳など）をお持ちになり、「交付通知書（はがき）」に記載された交付場所（申請者の住所地の庁舎となります。）に、ご本人がお越しください。

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、マイナンバーカードが受け取れます。（「交付通知書（はがき）」の裏面に記載された期日経過後も受け取りが可能です。）

マイナンバーカードはマイナンバーを証明するなど、大切なカードですので、その受け取りは必要書類をはじめ厳格な手続きとなります。ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

ご本人が病气、身体の障がい、その他やむをえない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

※仕事が忙しい等の理由では代理人が受け取ることはできません。マイナンバーカードの詳しい受け取り方法については、にかほ市ホームページをご覧ください。

お仕事などで日中の交付時間内に受け取りに来ることができない方は、6月末までの期間限定で、事前の予約により木曜日のみ仁賀保庁舎で午後7時まで受け取ることができます。受け取りを希望する木曜日の2日前（開庁日）まで市民課戸籍住民班へ電話で予約をお願いします。

平成27年10月5日現在、にかほ市に住民登録していた方で通知カードをまだ受け取っていない方は、市民課戸籍住民班までお問い合わせください。



〈マイナンバーカード時間外受け取りの予約先および通知カードの問合せ先〉  
市民課 戸籍住民班 ☎32 - 3035